

産業競争力強化法上の規制の 特例措置の創設に係る事前評価書

1. 政策の名称

産業競争力強化法上の規制の特例措置の創設

2. 担当部局

経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課長 山下 隆一

電話番号：03-3501-1674 e-mail：yamashita-ryuichi@meti.go.jp

産業構造課長 橋本 真吾

電話番号：03-3501-1627 e-mail：hashimoto-shingo@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成27年3月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 資金決済法の目的

資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段（消費者が代金を前払いして購入し、物品・サービスの提供を受ける際に代金決済手段として使用することができるもの）の発行等について、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）に基づき、必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的としている。

(2) 資金決済法の内容

資金決済法第14条の規定により、前払式支払手段を発行する者は、基準日未使用残高（資金決済法第3条第2項にて規定する年2回の各基準日（3月末、9月末）において、発行した前払式支払手段の合計額から、基準日までに回収した前払式支払手段の合計額を控除して得た額）が政令で定める基準額（資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号。以下「資金決済法施行令」という。）第6条の規定により、千万円）を越えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金を、供託所に供託しなければならないとされている。これは、発行者に破綻等の不測の事態が生じた場合に、前払式支払手段の所有者が、前払式支払手段に係る債権に関し、他の債権者に先だって発行保証金から弁済を受けるための規定である。

「前払式支払手段」については、資金決済法第3条第1項に定義されているが、資金決済法第4条の規定により、「発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段」（同条第2号）等については、資金決済法第2章の適用が除外されているため、資金決済法第14条の規制の対象外となる。なお、「政令で定める一定の期間内」については、資金決済法施行令第4条第2項において「六月」と定めていることから、使用期限が6月内の「前払式支払手段」について

は、資金決済法第14条の発行保証金の供託義務等が課されないこととなっている。このように、短期間で利用されるものや国等信用力のある主体が発行するもの等の一定の要件を満たす前払式支払手段については、利用者保護の必要性がないものとして資金決済法の適用が除外されている。

今般、産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号。以下「強化法施行令」という。）上の手当てとして、資金決済法の適用除外となる前払式支払手段を定める資金決済法第4条第2号において「発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる」とあり、「政令で定める一定の期間」について、資金決済法施行令第4条第2項において「六月」と規定されているところ、一定の要件を満たすものについて「三年」とする改正を行う。

（3）特例措置の必要性

先般、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第8条の規定に基づき、商工会議所・商工会（都道府県商工会連合会を含み、以下「商工会議所等」という。）から、新事業活動として強化法第10条の計画認定を受けた上で商工会議所等が発行する前払式支払手段について、資金決済法の定める発行保証金の供託等の規制を適用除外とする旨の特例措置の整備の求めがなされた。これを受けて主務官庁たる経済産業省と関係行政機関たる金融庁が検討した結果、一定の要件を満たすものについては、強化法の理念及び資金決済法の目的等に照らし、強化法の企業実証特例制度の下、一定期間内における実証のための措置として、規制の特例措置を設けることが適当との結論に達したものである。

（4）法令の名称・関連条項とその内容

資金決済法第4条第2号において資金決済法第2章の適用除外となる前払式支払手段について、「発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる」とあり、「政令で定める一定の期間」について、資金決済法施行令第4条第2項において「六月」規定されている。

この「六月」について、強化法施行令第3条の2において、一定の要件を満たすものについては「三年」とする特例措置を創設する。

- 資金決済法第4条第2号、資金決済法第2章
- 資金決済法施行令第4条第2項
- 強化法施行令第3条の2

（5）影響を受け得る関係者

以下の3者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- 前払式支払手段の発行者（商工会議所等）
- 国民（消費者）
- 行政機関（資金決済法に係る規制の審査・検査業務等を行う部局等）

5. 規制の費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響（費用、便益）が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。

	費用	便益
前払式支払手段の発行者（商工会議所等）	<ul style="list-style-type: none">● 計画認定申請、実施状況報告	<ul style="list-style-type: none">● 発行保証金の供託等に係る事務コスト及び資金繰りコスト等の軽減● 資金決済法上の登録事務コスト 等
国民（消費者）	<ul style="list-style-type: none">● 特になし	<ul style="list-style-type: none">● 前払式支払手段の発行者の発行保証金の供託等に係る事務コスト及び資金繰りコスト等が軽減することで、間接的な影響として、上記発行者の便益が更なる前払式支払手段の発行を促進し、利便性が增大する可能性
行政機関（資金決済法に係る規制業務等を行う部局等）	<ul style="list-style-type: none">● 当該改正について関係業界への周知● 計画認定・認定後のフォロー等	<ul style="list-style-type: none">● 適用除外となった対象に係る規制業務の軽減

6. 政策評価の結果

上記分析のとおり、今般の措置は、発行保証金の供託等に係る作業コスト及び金銭的成本の軽減といった規制緩和措置となっており、事務コストの軽減等及び前払式支払手段の発行機会の増大等や国民社会にとって国民経済の健全な発展に資するという便益があり、さらに行政機関にとっても規制業務等が不要となるという便益がある。一方、行政機関については、本改正に係る関係業界への周知業務が発生するが、その費用は限定的なものと考えられる。これらを踏まえ、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

7. 有識者の見解その他の関連事項

今般、前払式支払手段の発行者たる商工会議所等より、強化法に基づき、新事業活動として強化法上の計画認定を受けた上で発行する前払式支払手段について、資金決済法の定める発行保証金の供託等の規制の適用除外とする特例措置の要望がなされたものである。

8. レビューを行う時期又は条件

商工会議所等による前払式支払手段の発行が、新事業活動計画に基づき、その計画期間中、問題なく実施された場合などには、規制自体の見直しの検討を行い、必要な法制上の措置やその他の措置を講ずることとしている。